

「千葉市いじめ防止基本方針」（令和8年3月18日改定）の概要

第1章 方針の基本的な考え方（本編P2～4） ※以下「法」は「いじめ防止対策推進法」を指す。

1 いじめの定義と理解

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されており、本市はこれを踏まえて取り組むものとする。

法第2条（定義）

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（※ 児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。）

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。
- (2) 「いじめは決して許されない」という認識のもと、児童生徒の活動を通し、いじめ防止を浸透させていく。
- (3) 学校、家庭、地域等の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。
- (4) 相談体制を整備するとともに、早い段階から組織で対応する。
- (5) いじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手な特別に配慮を要したりする児童生徒に十分に留意する。

3 「市基本方針」における学校の範囲等

市教育方針における「学校」は、千葉市立小学校設置条例、千葉市立中学校設置条例、千葉市立高等学校設置条例、千葉市立中等教育学校設置条例、千葉市立特別支援学校設置条例に規定された学校とする。また、「児童生徒」は、千葉市立学校に在籍する児童又は生徒とし、「保護者」は、児童生徒の親権を行う者とする。

第2章 対策の内容（本編P4～21）

1 千葉市及び学校が実施する施策

		千 葉 市	学 校
組 織		・千葉市いじめ問題対策連絡会 ・千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会 ・千葉市いじめ等調査委員会	・学校対策委員会 (いじめの防止等の対策のための組織)
主 な 取 組	未然防止	・保護者等への啓発活動 ・教職員に対する研修 ・道徳や体験活動等の教育活動 ・相談体制の充実 等	・児童生徒が主体となった活動 ・学校教育活動全般を通じた豊かな心の育成 ・校内研修の充実 等
	早期発見	・学校における未然防止の取組の点検 ・いじめに関する通報及び相談窓口 ・いじめ対応マニュアルの配布・配信 ・ネットいじめへの対策 等	・組織的な情報集約 ・日常的な実態把握（観察、生活記録ノート、アンケート調査等） ・相談体制の充実 等
	対 処	・学校生活支援員等の派遣 ・SC及びSSWの派遣 ・学校相互間の連携協力体制 等	・いじめへの組織的対応 ・多方面からの情報収集と事実確認 ・家庭への連絡相談と関係機関との連携 ・いじめが「解消している」状態の要件 等
	家庭・地域との連携	・PTAや保護者会、育成委員会等との連携 ・学校支援地域本部や放課後子ども教室等との連携 ・明るい学校づくり推進週間の設定 等	・保護者等との共催による説明会等の実施 ・学校だより等による家庭への広報啓発 ・地域関係者からの情報収集 等
	関係機関	・千葉県警察、市健全育成課、市児童相談所、市青少年サポートセンター等との連携による指導助言	・教育委員会をはじめ関係機関との連携と迅速かつ的確な対応

2 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を重大事態としている。

- (一) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (二) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (2) 平時からの備え

すべての教職員が、法、いじめの防止等のための基本的な方針、ガイドライン及び生徒指導提要等を理解するとともに、いじめの防止、早期発見・早期対応に組織的対応ができるよう体制を整えておく。

- (3) 重大事態の調査

ア 重大事態の報告（法30条）

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。

イ 重大事態の調査組織

(ア) 学校が主体となって調査を行う場合

「学校いじめ防止基本方針」において学校内に設置されている「学校対策委員会」を母体として、専門家や第三者を委員として加えるなど、校長が設置した調査組織が調査する。

(イ) 市教育委員会が主体となって調査を行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の再発防止に十分な結果が得られないと、市教育委員会が判断した場合は、市教育委員会事務局内の職員等で構成する調査組織が調査する。

(ウ) 「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」が主体となって調査する場合

学校及び市教育委員会事務局が主体となって調査を行った場合の調査結果では、重大事態への対処及び同種の事態の再発防止に十分な結果が得られないと、市教育委員会が判断した場合は、市教育委員会からの諮問により調査する。

- (4) 調査する目的

重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行うことを目的としている。

- (5) 事前説明

調査を始める前に対象児童生徒・保護者へ調査の目的、調査組織の構成、調査事項、調査方法、調査対象者、進捗状況の確認方法等について、事前に説明する。また、関係児童生徒・保護者への説明も同様に行う。

- (6) 実施する調査の内容

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を明確にする。

- (7) その他の留意事項

市教育委員会は、学校と連携の上、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置や、いじめられた児童生徒又は保護者が希望する場合には、就学後の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すための支援、情報発信、個人のプライバシーに配慮する。

- (8) 調査結果の提供及び報告（法第30条）

いじめを受けた児童生徒やその保護者への適切な情報提供をするとともに、市長に調査結果を報告する。

- (9) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置(法第30条)

市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「千葉市いじめ等調査委員会」による再調査を行い、その結果を市議会に報告する。さらに、重大事態の発生の防止のための必要な措置を講ずる。

第3章 その他の重要事項（本編P21）

- 1 市教育委員会は、毎年、いじめの防止等のための対策の実施状況等の資料を「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」に提出し、点検を受け、各種施策の改善を進める。
- 2 市基本方針は、「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」によるいじめ等のための対策の実態分析等に基づき、改善のための見直しを行う。